



R8.1 月

放課後児童クラブ利用料軽減事業のお知らせ



那覇市では、生活保護世帯やひとり親世帯等の保護者に対して、那覇市に届け出のある放課後児童クラブ(学童)の利用料の一部を補助しています。

1 補助対象の方

那覇市に居住し、市に届け出のある放課後児童クラブに通っている小学校1年生から6年生の児童であり、かつ、保護者が利用月の初日において下記のいずれかに該当することとします。

- ① 生活保護を受給している方
- ② 児童扶養手当を受給している方
- ③ 公的年金受給により児童扶養手当は受給していないが
母子・父子家庭等医療費助成を受けている方



2 補助の内容（令和8年度よりおやつ代を対象経費に加えます）

令和7年度まで

月額保育料（おやつ代等は除く）の半額（上限5千円）

令和8年度から

月額保育料及びおやつ代の半額（上限5千円）

※課外活動費や不定期に納付する保育料（長期休暇加算等）等は補助対象外となります。

※対象経費の拡大については、令和8年度予算の成立が前提となります。

3 申請に必要な書類

- ①那覇市放課後児童クラブ利用料軽減事業利用開始申込書
- ②下記の該当するものいずれか
 - 生活保護を受給している方 ⇒ 生活保護受給者証の写し
 - 児童扶養手当を受給している方 ⇒ 児童扶養手当証書の写し
 - 公的年金受給により児童扶養手当は受給していないが
母子・父子家庭等医療費助成を受けている方 ⇒ 母子・父子家庭等医療費助成受給者証の写し

4 申込書の配布及び提出先

申込書の配布及び提出先は各放課後児童クラブ(学童)になります。

詳細につきましては、入所する児童クラブへお問い合わせください。